

**産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会
電気保安人材・技術 WG（第4回）－議事要旨**

日時：令和2年4月6日（月）15：00～17：00

場所：S k y p e 開催

出席者

<委員>

渡邊座長、稲月委員、小野委員、柿本委員、春日委員、佐藤委員、東嶋委員、中村委員、中山委員、福島委員、前田委員、松橋委員

<経済産業省>

河本産業保安担当審議官、田上電力安全課長、橘電気保安室長他

議題：

1. 持続的な電気保安体制の確保に向けた検討状況について
2. 災害時における電気保安体制のあり方について

議事概要：

1. 持続的な電気保安体制の確保に向けた検討状況について

○事務局より資料1－1に基づき説明

○日本電気協会より資料1－2に基づき説明

○日本電設工業協会より、資料1－3に基づき説明

○全日本電気工事業工業組合連合会より、資料1－4に基づき説明

○委員からの主な意見

<外部委託承認制度における実務経験年数について>

- ・（免状に関わりなく）研修と組み合わせ実務経験年数を一律化することについて、必要な能力・スキルの明確化に加え、研修の品質確保が重要。第三者認証なども検討して欲しい。
- ・ 研修の信頼性が重要なので、第三者認証等での担保を検討して欲しい。
- ・（必要な実務経験年数は）「3年」という意見が半分を占め、現場がこれだけ3年と指摘するのは説得力がある。一方で、「5年」という意見もあり、短縮を不安に感じる現れ。不安に思われる方々へのケアも重要。
- ・ 経験年数を「5年」から「3年」にすることは「妥当」と理解。研修でカバーするという方向で良い。

<電気工事士の実務経験年数について>

- ・ 「離職を止めるために（実務経験）年数を減らす」発想でなく、実務に基づき適切に年数を減らし、結果として離職防止につながる、という考えで検討すべき。
- ・ アンケート結果では、第1種電気工事士の（免状交付に必要な）実務経験年数は「3年」、「5年」と意見が分かれているが、技術革新による作業の短縮等も踏まえて、年数の短縮化で検討することが適当。資料1-3、1-4で根拠も示されている。

<スマート保安技術導入に向けた対応について>

- ・ 電気保安協会でも導入研究を行っており、コストが課題。事業者のスマート保安技術の導入助成なども検討すべき。
- ・ サイバーセキュリティの確保は不可避の課題。

○事務局からの主な回答

- ・ 外部委託承認制度や電気工事士の実務経験年数の短縮化については、方向性につき、御了承をいただいたと認識。（資料1-1の）スケジュールに基づき、具体的な作業を進めていく。
- ・ 外部委託承認制度の実務経験年数の短縮化に際しての、研修の「質」の確保については、方法論を含めて検討。
- ・ スマート保安技術の導入について、今後、コストダウンのための技術開発が必要であるが、事業者への導入助成は考えていない。
- ・ スマート保安におけるサイバーセキュリティの確保は、具体的な方法を検討していく。

2. 災害時における電気保安体制のあり方について

○事務局より資料2-1に基づき説明

○電気事業連合会より資料2-2に基づき説明

○委員からの主な意見

<代理対応に対するガイドライン骨子案について>

- ・ 前提に「民事上の措置であること」とあるが、更なる前提として、一義的には設置者に責任。自然災害でも設置者、受託者が停電復旧に当たるのが前提であり、これを明記すべき。
- ・ 電気保安協会は組織力を活かし、復旧体制を構築。体制を各受託者が準備した上でガイドラインがあることが意義のあること。
- ・ 代理対応者がすべて対応できるかという点、余力も考慮する必要あり。配慮・協力いただきたい。

<緊急連絡網の整備について>

- ・ 連絡網を設置者だけでなく関係者が確認できる場所に設置する、とあるが、具体的にはどういう場所か。

<セカンドオプションに対するガイドラインについて>

- ・ 設置者や主任技術者へどのように指導をしていく考えか。
- ・ 監督部や主任技術者から、設置者に具体的なアドバイスをすることは考えていないか。
- ・ 昨年の台風のときにはガイドラインがなく、設置者と同意書を取り交わして対応したが、できていない設置者もあった。ガイドラインが事前に示されれば、それに従って事前に対応していけば良いので、より多くの対応が可能となる。

<災害時の対応・備えについて>

- ・ 災害時の対応は、小中高を想定していたが、大学も対象になり得る。大学職員向けの講習はあるに超したことはないが、実際に避難所となった際にどこまで動けるかは難しい。
- ・ 広島大学の体育館を避難所として貸し出したことがあった。主任技術者が来られない時に、大学の職員等が電気の知識があったほうが良いと思った。(学校用務員等への電気保安に関する研修は) 良い提案。
- ・ 災害時に容易に立ち入りできない場所の保安確保として、遠隔監視の導入があったが、災害時に停電し確認できないおそれ。ドローンの活用なども含めて柔軟な対応が必要。一方で、現場にたどり着けない、という課題への答えがない。今後どうしていくのか、しっかり検討すべき。水害時の注意喚起事例のポスターの内容は非常に分かりやすいが、周知はどのように行ったのか。周辺住民への周知は重要なので、しっかりとした対応が必要。
- ・ 主任技術者から、周辺住民へ周知する方法も検討が必要。
- ・ 消防庁がTVを活用して注意喚起を行った事例があった。

○事務局からの主な回答

- ・ 緊急連絡網は、設置者の事務所内において、設置者の関係者が確認できる場所、という主旨。
- ・ 水害時の注意喚起の周知は、太陽光発電の水没を想定した内容だが、台風が来る前に、METIのHPやSNSで紹介。また、監督部のメーリングリストを活

用して、主任技術者にも周知。他にもできることがないか検討する。

- ・ セカンドオプションはマストではないが、監督部が実施するセミナーなどで周知していく。
- ・ 頂いた御意見・御指導を踏まえてしっかり検討していく。

本WGは今回で終了。本WGでの検討事項は、電力安全小委員会での審議を踏まえ、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486